

第 4 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

平成 3 0 年 3 月 2 3 日

定 例 会

平成30年第4回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 平成30年3月23日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会3月23日 午後 3時00分
 閉会3月23日 午後 4時10分

出席委員

委 員 長	住 田 俊	委 員 長 職務代理者	堀 川 智 子
委 員	進 藤 秀 子	委 員	荒 木 明 子
委 員 (教育長)	吉 田 茂		

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横 川 清	学校教育部長	瀧 田 優
教育総務部 副部長兼 スポーツ振興 課 長	矢 部 新 治	学校教育部 副参事兼 学務課長	岡 本 順
教育総務部 副参事兼 生涯学習課長	福 田 博	学校教育部 副参事兼 指導課長	小 林 俊 夫
教育総務課長	渡 辺 真 浩	学校管理課長	紺 野 功
図書館長	横 山 みどり	給食課長	田 川 啓 二
生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	小 林 中 子	教育センター 所 長	鈴 木 雅 彦
生涯学習課 調 整 幹	木 村 和 明	指導課調整幹	青 木 元 秀
大 相 模 公 民 館 長	植 竹 隆	給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	石 川 智 啓

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 課 長	並 木 智 史
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長専決について	(秘密会)
	議 案	
	・第 5 号議案 平成30年度越谷市教育行政重点施策の決定について	原案可決
	・第 6 号議案 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 7 号議案 越谷市市史専門委員設置規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 8 号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について	原案可決
	・第 9 号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱について	原案可決
	・第10号議案 越谷市市史専門委員の委嘱について	原案可決
	・第11号議案 越谷市教育委員会事務局職員の人事について	原案可決 (秘密会)
	協議事項	
	・平成30年度越谷市立小中学校使用教科用図書の採択事務について	
	・越谷市立中学校における部活動ガイドラインの策定について	
	その他	
	・平成30年3月定例市議会について	
	・越谷市同和教育の基本方針の改定及び越谷市人権施策実施計画の策定について	
	・平成29年度越谷市立小中学校教職員人事評価の最終評価結果について	(秘密会)
	・平成29年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について	
	・平成29年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について	

◎開会の宣告

住田委員長 それでは、これより3月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、「越谷市教育委員会傍聴人規則」第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

初めに、専決第4号、第11号議案、その他報告3については、人事案件であることから、秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午後 3時00分)

◎第5号議案 平成30年度越谷市教育行政重点施策の決定について

住田委員長 それでは、続きまして、第5号議案「平成30年度越谷市教育行政重点施策の決定について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 教育総務部長。

横川教育総務部長 それでは、第5号議案 平成30年度越谷市教育行政重点施策の決定についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の5ページをご覧ください。

第5号議案 平成30年度越谷市教育行政重点施策の決定について。

平成30年度越谷市教育行政重点施策を別冊のとおり決定するものとする。

平成30年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、第2期越谷市教育振興基本計画に基づき、教育施策の着実な推進を図るべく、当該年度に重点的に取り組む施策を定めるため、提案するものでございます。

続きまして、お手元の別冊2の「平成30年度越谷市教育行政重点施策について」、こちらの資料をご覧くださいと思います。平成30年度版教育行政重点施策の作成に際しましては、前回の2月定例会におきまして、記載内容等についてご協議をいただいたところでございます。

その後、担当課所において再度確認、調整を行い、お手元に配付をいたしましたとおり、教育行政重点施策の最終案を取りまとめました。私から、前回からの変更点についてご説明申し上げた後、ご審議をいただきたいと存じます。

前回からの変更点でございますが、今年度の事業終了に伴い、3点の写真を更新いたしました。別冊2の24ページ上段の「人権・同和問題講演会」、それから26ページ上段の「越谷市民文化祭」

及び「川のあるまち―越谷文化」、こちらでございます。このほか、見やすくするために、レイアウトの修正などを行わせていただきましたが、記載内容にかかわる大きな修正はございません。

前回からの変更点につきましては以上でございます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、本日の会議において議決をいただきましたら、印刷製本し、平成30年4月5日木曜日の小中学校長会におきまして重点施策説明会を開催いたします。その後、4月中に市内の教育機関等へ配付し、周知を図ってまいります。

第5号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 前にもやったところですし、委員さんのご意見がないようですので、これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第6号議案 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について

住田委員長 続きまして、第6号議案「埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたしたいと思います。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 生涯学習課長。

福田生涯学習課長 それでは、第6号議案 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項7ページをお開きいただきたいと思います。

第6号議案 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について。

埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、「三菱東京UFJ銀行」が、平成30年4月1日に「三菱UFJ銀行」に行名変更することに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

具体的な改正内容でございますが、会議要項9ページ、また資料1の1ページ、「埼玉県東南部

地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則新旧対照表」をあわせてご覧ください。埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録に際しましては、規則の別表に掲げております金融機関（８機関）に預金口座を開設していることが条件となっておりますが、そのうちの一つであります「三菱東京ＵＦＪ銀行」が、平成30年４月１日に「三菱ＵＦＪ銀行」に行名変更することに伴い、別表を更新するものでございます。

また、附則といたしまして、この規則は、平成30年４月１日から施行することと規定いたします。

第６号議案につきましての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、これより第６号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第７号議案 越谷市市史専門委員設置規則の一部を改正する規則制定について

住田委員長 続きまして、第７号議案「越谷市市史専門委員設置規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 生涯学習課長。

福田生涯学習課長 それでは、第７号議案 越谷市市史専門委員設置規則の一部を改正する規則制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項11ページをお開きいただきたいと存じます。

第７号議案 越谷市市史専門委員設置規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市市史専門委員設置規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年３月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

具体的な改正内容でございますが、会議要項13ページ、資料１の３ページの「越谷市市史専門委員設置規則新旧対照表」をあわせてご覧いただきたいと存じます。

規則第４条の任期を、現行の「３年」から「委嘱の日から教育委員会が定める期日まで」に改

めるものでございます。

地方公務員法の一部改正によりまして、平成32年4月1日をもって、特別職のうち地方公務員法第3条第3項第3号に規定する「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」の範囲が、「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化されることに伴い、今後特別職としての位置づけや取り扱いについて、全庁的に具体的な調整を進めていくこととなります。そのため、平成32年4月1日から、新たな制度のもとで運用する際に、円滑な対応ができるよう、市史専門員の任期に係る規定の整備を行うものでございます。

なお、本規則は、平成30年4月1日から施行してまいります。

第7号議案につきましての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対しまして質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第8号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について

住田委員長 続きまして、第8号議案「越谷市学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 指導課長。

小林指導課長 それでは、第8号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の15ページをご覧ください。

第8号議案 越谷市学校運営協議会委員の任命について。

平成30年度越谷市学校運営協議会委員を別紙のとおり任命するものとする。

平成30年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立中央中学校ほか3校に学校運営協議会を設置するに当たり、越谷市学校運営協議会規則に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の17ページをご覧ください。越谷市学校運営協議会委員につきましては、

越谷市学校運営協議会規則第7条第1項の規定により、原則として6人以内で組織するものとされております。

また、選出区分の1号委員は「対象学校の所在する地域の住民」、2号委員は「対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者」、3号委員は「対象学校の運営に資する活動を行う者」、4号委員は「その他教育委員会が必要と認める者」となっております。

任期は、当規則第9条第1項において1年と規定されており、今回任命させていただく委員の皆様方につきましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなります。

なお、審議会の委員については、外部の方をお願いする場合、通常「委嘱」としてしておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第2項の「教育委員会が任命する」という規定に基づき、同規則でも「教育委員会が任命する」と定めております。なお、実際には「委嘱状」という形をお願いすることを考えております。

また、平成30年4月1日施行でございますが、附則2に規定する準備行為として、第7条の規定により、委員の任命に関し必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができると定めております。

それでは、表に沿って、選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別の順にご説明させていただきます。その際、任期、敬称については省略をさせていただきます。

平成30年度中央中学校学校運営協議会委員。

1号委員、江原武男、元PTA会長、男。

1号委員、森洋子、元PTA副会長、女。

1号委員、熊木とも子、元PTA副会長、女。

2号委員、佐々木広実、PTA副会長、女。

3号委員、金谷邦弘、越ヶ谷地区保護司、男。

平成30年度越ヶ谷小学校学校運営協議会委員。

1号委員、吉野房子、越ヶ谷地区民生委員・児童委員会会長、女。

1号委員、内田泰代、元越ヶ谷地区子ども会育成連絡協議会長、女。

1号委員、込山正子、越ヶ谷地区民生委員、女。

1号委員、戸張信彦、元越ヶ谷地区民生委員、男。

2号委員、戸賀崎仁、PTA副会長、男。

3号委員、戸田道子、学校応援コーディネーター、女。

4号委員、会田容子、越ヶ谷地区子ども会育成連絡協議会長、女。

平成30年度東越谷小学校学校運営協議会委員。

1号委員、安齋作子、地域有識者、女。

1号委員、田中拓男、地域有識者、男。

- 1号委員、高橋慶一、元PTA会長、男。
- 2号委員、佐々木純一、PTA会長、男。
- 3号委員、島根晴紀、学校応援コーディネーター、男。
- 4号委員、坂巻邦夫、元PTA会長、男。

平成30年度花田小学校学校運営協議会委員。

- 1号委員、桑子忠、花田4丁目自治会長、男。
- 2号委員、増田憲治、PTA会長、男。
- 3号委員、松本眞春、PTA顧問、男。
- 3号委員、小澤和子、学校応援コーディネーター、女。
- 3号委員、目黒圭子、読み聞かせボランティア、女。

第8号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

私が聞き落としたかもしれないのですが、たしかこれは、定員といたしますか、人数が6人とかというような言い方をしていた。

吉田教育長 指導課長。

小林指導課長 原則として6人以内で組織ということで進めさせていただいています。

住田委員長 というのは、越ヶ谷小学校が7名挙がっているのです、その辺が少し気になったものですから。あとは5人のところだったりしましたので。

他にどなたか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、第8号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第9号議案 越谷市スポーツ推進委員の委嘱について

住田委員長 続きまして、第9号議案「越谷市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

矢部スポーツ振興課長 それでは、第9号議案 越谷市立スポーツ推進委員の委嘱についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の19ページをご覧ください。

第9号議案 越谷市立スポーツ推進委員の委嘱について。

越谷市スポーツ推進委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

平成30年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市スポーツ推進委員が平成30年3月31日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の21ページをご覧ください。こちらは委員候補者の一覧でございます。

越谷市スポーツ推進委員につきましては、越谷市スポーツ推進委員設置条例第1条第2項の規定に基づき、教育委員会が委嘱するものでございます。

選出区分の1号委員は、スポーツ・レクリエーション団体の関係者、2号委員は地域のスポーツ・レクリエーション関係者、3号委員はスポーツ・レクリエーションの実技指導者または実技指導経験者となっております。

また、委員の定数につきましては、同条例第2条の規定により、30人で組織するものとされております。

任期は、同条例第3条第1項において2年と規定されており、今回委嘱させていただく委員の皆様方につきましては、平成30年4月1日から平成32年3月31日までとなります。

それでは、選出区分、氏名、性別の順に申し上げます。専門種目、任期につきましては、会議要項をご参照いただき、ご理解を賜りたいと存じます。なお、敬称については省略させていただきます。

まず、1号委員、スポーツ・レクリエーション団体の関係者ですが、池ノ谷一郎、男性。山本幸子、女性。河辺和男、男性。鈴木美禰子、女性。黒田登、男性。若典子、女性。栗原まゆみ、女性。平田建太郎、男性。古川優美子、女性。稲毛綾乃、女性。菊島智代子、女性。永井智子、女性の12名でございます。

次に、2号委員、地域のスポーツ・レクリエーション関係者ですが、鈴木章、男性。会田良光、男性。上野敏子、女性。松島勲、男性。小松崎晃、男性。戸田道子、女性の6名でございます。

次に、3号委員、スポーツ・レクリエーションの実技指導者または実技指導経験者ですが、平澤民子、女性。松竹克昌、男性。綾部操、女性。三田博、男性。関口美恵子、女性。服部牧子、女性。中野利恵、女性。己ノ瀬弘司、男性。山口さゆり、女性。渡邊美里、女性。境久美子、女性。松島巖、男性の12名でございます。

以上30名の委員構成でございますが、男性が12名、女性が18名で、女性の比率は60%となっております。また、候補者26名が再任、4名が新任でございます。種目別では、バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン、健康体操、ビーチボールテニス、野球、サッカー、陸上競技など21種目となっております。

第9号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 それでは、第9号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第10号議案 越谷市市史専門委員の委嘱について

住田委員長 続きまして、第10号議案「越谷市市史専門委員の委嘱について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 生涯学習課長。

福田生涯学習課長 それでは、第10号議案 越谷市市史専門委員の委嘱についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項23ページをお開きいただきたいと存じます。

第10号議案 越谷市市史専門委員の委嘱について。

越谷市市史専門委員を次のとおり委嘱するものとする。

それでは、表に沿って、氏名、性別、任期の順に読み上げさせていただきます。なお、敬称につきましては、省略をさせていただきます。

越谷市市史専門委員。

鬼塚千花、女、平成30年4月1日から平成32年3月31日まで、再任。

安井陽子、女、平成30年4月1日から平成32年3月31日まで、再任。

鈴木健弥、男、平成30年4月1日から平成32年3月31日まで、新任。

平成30年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、本市の郷土史の調査、歴史資料の収集、保存及び活用等を図り、もって文化の向上に資するため、越谷市市史専門委員を委嘱する必要があるものでございます。

生涯学習課の市史専門委員につきましては、現在2名が、旧東方村中村家住宅の展示室におきまして、埋蔵文化財の整理の職務に従事してございます。平成30年3月で任期満了となりますが、今後も引き続き、出土品の整理、新たな報告書の発刊に向けた準備などを行う必要があることから、平成30年4月以降も引き続き委嘱していきたいと考えてございます。

また、平成26年度より郷土史の調査、歴史資料の収集、保存及び活用等の職務に1名が従事し

ておりましたが、本人の申し出により、平成28年9月30日付で退職し、後任が見つかっていない状況でございました。そのため、平成30年4月から新たに1名を委嘱し、郷土史の調査並びに歴史資料の収集、保存及び活用等のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

任期につきましては、先ほど第7号議案にて議決をいただきました規則に基づきまして、平成30年4月1日から平成32年3月31日までといたします。

第10号議案につきましての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 では、第10号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎越谷市立小中学校使用教科用図書の採択事務について

住田委員長 続きまして、協議事項に入ります。

「平成30年度越谷市立小中学校使用教科用図書の採択事務について」、教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 指導課長。

小林指導課長 それでは、平成30年度越谷市立小中学校使用教科用図書の採択事務についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の25ページをご覧ください。

初めに、教科用図書採択に係る今後の見通しでございますが、平成26年度から平成36年度までの現時点での見込みを一覧にしておりますが、教科用図書は4年ごとの採択となっており、平成32年度の小学校学習指導要領の全面实施及び平成33年度の中学校学習指導要領の全面实施と時期にずれが生じます。

小学校を例に申し上げますと、現行の教科用図書は、平成26年度に採択し、平成27年度から平成30年度まで使用することから、平成31年度から使用する教科用図書を平成30年度に採択する必要があります。ただし、平成32年度からは新学習指導要領に基づいて作成される教科用図書を使用することになるため、使用期間は平成31年の1年間のみ使用することとなります。また、今年度採択し、平成30年度より使用する道徳の教科用図書については、平成33年度まで使用期間となるはずでしたが、同様の理由により、平成30、31年度の2年間のみ使用することとなります。

中学校は、1年おくれのスケジュールでございますが、流れは小学校と同様でございます。

次に、平成30年度に採択する平成31年度使用教科用図書でございますが、小学校は道徳を除く全種目、中学校は道徳の1種目でございます。

小学校使用教科用図書については、平成29年度の検定において、新たな図書の申請がなかったため、平成25年度検定合格図書の中から採択を実施することとなります。採択事務については、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行うことが求められますが、教科用図書には変更がありませんので、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも可能とされております。

続きまして、会議要項の26ページをご覧ください。中学校使用教科用図書につきましては、新たに道徳の1種目を採択することとなりますが、現時点で発行者等は明らかにされておられません。8者が検定をしているという情報のみで、4月半ばに発行される図書目録で示される予定でございます。

これらの情報から、平成31年度使用教科用図書の採択事務の進め方をご提案させていただきます。選定委員会については、その任務から、1号委員2人、2号委員1人、3号委員12人の委嘱または任命を予定しております。

調査部会につきましては、先ほどご説明申し上げたとおり、平成26年度採択時の選定資料を活用することが可能であることから、小学校については設置せず、学校調査と市民のアンケートの内容を参考として、新たな選定資料を作成することが可能であると考えております。中学校については、調査部会を設置し、調査資料、学校調査、市民のアンケートを参考として選定資料を作成してまいります。

最後に、予定でございますが、4月の定例教育委員会会議にて、選定委員の委嘱または任命について議案として提出させていただきます。議決後、5月初旬に第1回選定委員会及び第1回中学校道徳の調査部会を開催いたします。その後、6月末ごろを目安に調査部会が調査資料をまとめてまいります。また、教科書展示会を利用して、学校による調査及び市民のアンケートを実施いたします。その後、7月初旬から7月中旬にかけて選定委員会を開催し、選定資料を作成してまいります。

教育委員の皆様につきましては、5月上旬以降に教科用図書の見本本をお届けいたしますので、調査研究をお願いいたします。また、6月下旬には、教科書展示会の視察をお願いいたします。7月中旬には選定資料がまとまりますので、7月の定例教育委員会会議において採択の議案を提出いたします。ただし、13種目の採択となりますので、7月の定例教育委員会会議に加えて、8月にも臨時の教育委員会会議を開催していただく必要が生じてくると考えております。

なお、採択に係る教育委員会会議につきましては、教育総務課と連携を図り、適正かつ公正な採択事務を実施できるよう調整してまいります。

平成30年度越谷市立小中学校使用教科用図書の採択事務についてのご説明は以上でございます。
ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより協議に入ります。

ご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、このように進めていただければと思います。

◎越谷市立中学校における部活動ガイドラインの策定について

住田委員長 続きまして、「越谷市立中学校における部活動ガイドラインの策定について」、教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 指導課長。

小林指導課長 それでは、越谷市立中学校における部活動ガイドラインの策定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の27ページをご覧ください。学校を取り巻く環境、社会が大きく変化する中、中学校における部活動についても、そのあり方が変化してまいりました。平成28年6月、文部科学省の「学校現場における業務の適正化に向けて」という通知では、適正・適切な休養を伴わない、行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに、さまざまな無理や弊害を生むこと、教員の勤務負担の軽減のみならず、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点からも、休養日の設定の徹底をはじめ部活動の大胆な見直しを行い、適正化を推進することが示されました。

さらに、平成29年12月、中央教育審議会による「新しい時代の教員に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」が公表されました。この中間まとめでは、部活動について、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではなく、外部人材など教師以外の者が担うことも積極的に検討すべきであると示されました。

このような流れの中、お手元の資料2に掲載してありますとおり、平成30年1月にはスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン骨子（案）」が明らかになりました。

そこで、越谷市においても、中学校における部活動の現状、生徒の状況、教職員の勤務実態などを考慮し、運動部活動だけでなく、文化部活動も含めた部活動運営のあり方や運営、休養日及び活動時間の基準を定めた「越谷市立中学校における部活動ガイドライン」を策定することといたしました。

学校の主な対応としては、学校の部活動に係る活動方針を策定し、活動計画などを生徒、保護者に公表し、学校教育活動の一環としての教育的意義について理解を得ることが第一となります。

休養日及び活動時間の基準でございますが、休養日については、週当たり2日以上を設定する

こと、長期休業中にはオフシーズンを設定することとしてまいります。活動時間については、平日は2時間程度、週末・長期休業中は原則として4時間以内としてまいります。

なお、具体的な方針（案）につきましては、別冊の3、「越谷市立中学校における部活動ガイドライン（案）」をご参照いただきたいと存じます。

今後の検討事項ですが、スポーツ庁の策定する「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、埼玉県の策定する「運動部活動の在り方に係る方針」の公表に伴って、その内容を参考に、必要な措置を講じてまいります。また、各種大会についても、関係機関と連携・調整を図ってまいります。

越谷市立中学校における部活動ガイドラインの策定についてのご説明は以上でございます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより協議に入ります。

ご意見等ございますでしょうか。

吉田教育長 作成に当たっては、学校の意見とかは聞くのですか。

小林指導課長 これまで作成する段階で、校長会もしくは中体連等からご意見をいただきながら、現在作成をして提示をしているところでございます。

住田委員長 堀川代理。

堀川委員長職務代理者 こちらは、案ということで今作成しているところだと思いますけれども、でき上がったときに、地域のスポーツ団体などに配布とか説明とかというのはあるのでしょうか。

小林指導課長 これまでのところ、学校の部活動の活動は、これまでより少なくなっていくということが考えられますので、そういった意味では、今のところ地域の説明ということについては予定しておりませんでしたが、検討課題としてまた検討していきたいと思います。

堀川委員長職務代理者 どうしても社会体育のほうにも協力をお願いしなければいけない競技も出てくるかと思うので、もし機会ができるのであれば、各競技団体にも、こういったことで学校のほうでやっていくという説明があるとありがたいかなと思います。そうすると、競技団体のほうでも、何か協力できることを提案できるのではないかなと思ひしてお聞きしました。ありがとうございました。

住田委員長 進藤委員。

進藤委員 先生方の負担軽減ということで、やはり外部指導者の活用というのは非常に問題になってくるのかなと思いますけれども、確認なのですが、外部指導者は、あくまで教育委員会が雇用して、それを学校に派遣するというような形になるのですか。

小林指導課長 雇用ということではないかとは思いますが、学校長のほうから、こういった指導者を本校の例えばバレー部で活動させたいというようなご意見をいただいて、その推薦をいただいて、それに基づいて、こちらのほうで委嘱をして入っていただいているという状況であ

ります。

住田委員長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 なければ、ただいまのご意見等を踏まえまして進めていただければと思います。

◎その他

住田委員長 それでは、続きまして、その他の報告事項に入ります。

「平成30年3月定例市議会について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 学校教育部長。

瀧田学校教育部長 それでは、平成30年3月定例市議会についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の29ページをお開きください。まず、会期日程でございますが、2月21日から3月16日までの24日間にわたりまして3月定例市議会が開催されたところでございます。

続きまして、会議要項の31ページをご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、「平成29年度越谷市一般会計補正予算（第4号）について」ほか1件が上程され、全て原案のとおり可決されたところでございます。

次に、教育委員会関係の代表質問でございますが、会期日程にありますように、2月27日から3月1日の計3日間にわたりまして市政に対する代表質問がございました。教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の31ページのとおり、5人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。

また、平成30年度当初予算に関する議案につきましては、委員10名から成る予算特別委員会が設置され、3月2日及び5日から8日の計5日間にわたり審査が行われ、可決されたところでございます。教育費にかかわる平成29年度補正予算につきましても、3月12日に開かれました教育環境経済常任委員会において可決されたところでございます。

質問内容等の詳細につきましては、大変恐縮でございますが、会議要項の32ページをご参照いただきご了承を賜りたいと存じます。

平成30年3月定例市議会についてのご報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

続きまして、「越谷市同和教育の基本方針の改定及び越谷市人権施策実施計画の策定について」、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 生涯学習課長。

福田生涯学習課長 それでは、越谷市同和教育の基本方針の改定及び越谷市人権施策実施計画の策定につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の別冊 4、「越谷市同和教育の基本方針」をお開き願います。越谷市同和教育の基本方針につきましては、改定に当たってのいきさつからご説明させていただきます。

まず、平成15年 4 月に、これに先立ちまして同和行政の基本方針が策定されてございます。本同和教育の基本方針につきましては、それを受けて、平成16年 2 月に初版ができてございます。

この同和行政・同和教育の基本方針につきましては、埼玉12市町が取り組んでいく同和行政・同和教育の方向性を定めたもので、方針の中でうたっている基本的な事項につきましては、埼玉12市町の統一した考え方でございます。また、策定期間も統一してございます。

その後、社会情勢が変化したこと、総合振興計画の見直しの時期と内容の整合性を図る必要があることから、策定から10年が経過した平成25年 4 月、改定第 2 版ということで基本方針を改定いたしました。

このたびの改定は、同和行政の根拠法となります「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に施行されたこと、また改定から 5 年が経過し、その間に生じた社会情勢の変化を踏まえる必要があることなどから、両基本方針を同時に改定することとなったものでございます。

なお、改定の内容でございますが、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行と法制定の背景、平成29年度に埼玉12市町共同で実施した人権意識調査の結果の追記、各市町の機構改革に伴う組織や機関の名称変更、軽易な文言整理にとどめることといたしました。

具体的な改正内容につきましては、資料 1 の 5 ページに記載されてございます。新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

続きまして、越谷市人権施策実施計画の策定につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、別冊 5、「越谷市人権施策実施計画」をお開きいただきたいと思います。

この実施計画につきましては、同和行政・同和教育の基本方針に基づいて施策を実施していくために、具体的な事業について定めた計画でございます。前回、平成25年に 5 年間の計画として策定したものが、平成29年度に計画期間が終了いたしましたことから、新たに平成30年度から34年度までの 5 年間の計画期間として取りまとめたものでございます。

事業数といたしましては、学校教育・社会教育事業として15事業、啓発・研修事業として39事業、自立支援・交流促進、環境改善事業として 6 事業、合計60の事業が盛り込まれてございます。前回の計画に比べまして 5 事業が増加してございます。増加した 5 事業の内容につきましては、埼玉12市町の共同事業で新規が 2 事業、これまで実施していた事業で、この計画に盛り込まれていなかったものが 3 事業を今回位置づけてございます。

この具体的な新規事業及び追記する事業につきましては、恐れ入りますが、資料 3、「人権施策

実施計画（抜粋）」をご参照いただきたいと存じます。

今後、学校教育・社会教育ともに、同和教育の基本方針及びこれに基づいた越谷市人権施策実施計画に基づき同和教育を推進してまいります。

越谷市同和教育の基本方針の改定及び越谷市人権施策実施計画の策定につきましてのご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。
〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

続きまして、「平成29年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「平成29年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」は関連があるため、一括して教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 指導課長。

小林指導課長 それでは、平成29年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び平成29年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会についてご報告いたします。

なお、2つの会議は相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の35ページをご覧ください。初めに、平成29年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会についてですが、平成30年2月7日水曜日10時より市役所第3庁舎第5、第6会議室にて、委員全11名の出席をもって開催いたしました。会議は公開ですが、傍聴者はありませんでした。

会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事の審議状況ですが、事務局からの説明後、資料に記載した内容について協議が行われました。越谷市いじめ防止基本方針の改定に関して、いじめという言葉を使わない対応やいじめの認知について協議が進められました。また、関係機関と学校とのかかわりの中で、具体的な事例への対応について情報共有が図られました。

詳細については、恐れ入りますが、会議要項の36ページ及び37ページをご参照いただきたいと存じます。

続きまして、会議要項の39ページをご覧ください。平成29年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会についてですが、平成30年2月16日金曜日9時半より市役所第2庁舎会議室Aにて、委員5名中3名の出席をもって開催いたしました。こちらの会議も公開ですが、傍聴者はありませんでした。

会議は、中段に掲載しております次第に沿って進行いたしました。議事の審議状況ですが、事務局からの説明後、資料に記載した内容について協議が行われました。いじめという言葉を使わない対応について、教師の指導力向上が必要であると同時に、学校の機能を働かせるために必要

な対応であるという協議がありました。また、いじめの重大事態の調査については、正確な事実の把握がスタートであることが確認されました。

詳細につきましては、恐れ入りますが、会議要項の40ページをご参照いただきたいと存じます。

平成29年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び平成29年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会についてのご報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

他に何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 他になければ、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時でございますが、4月26日木曜日、午後3時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

住田委員長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

住田委員長 それでは、本定例会に提出されました議案等全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午後 4時10分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

委員長

住田 俊

委員

堀川 智子

委員

進藤 秀子

委員

荒木 明子

委員

吉田 茂

(教育長)

書記

教育総務課副課長

並木 智史